最低限満たさなければいけない人員配置について　（※令和6年4月法改正後）

基本の人員配置基準

利用者が10人以下の場合

常勤
管理者
and
児童発達支援管理責任者
（兼務でも可）

＋

常勤
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

＋

常勤 or 非常勤
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員
※サービス提供時間内

利用者が11人以上の場合
（※5人増えるごとにプラス1名）

＋

常勤 or 非常勤
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員
※サービス提供時間内

【日毎で見た場合】
その日に勤務している保育士 or 児童指導員 or 機能訓練担当職員 or
障害福祉サービス経験者の内、**半数以上が保育士 or 児童指導員**である必要がある。

本件に関するお問い合わせ先：株式会社ネットアーツ　TEL：052-990-0322　E-mail：hug-support@netartz.com
本資料の転載・無断複製を禁じます © Netartz. All rights reserved.

育みを支援し、成長を見守る

児童指導員等加配加算の算定要件（※令和6年4月法改正後）

よくあるご質問

基本の人員配置基準

利用者が10人以下の場合

常勤
管理者
and
児童発達支援管理責任者
（兼務でも可）

＋

常勤
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

＋

常勤 または 非常勤
※サービス提供時間内
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

利用者が11人以上の場合

（※５人増えるごとにプラス１名）

＋

常勤 または 非常勤
※サービス提供時間内
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

＋

基本の人員配置基準に加えて、**常勤専従１人以上**または**常勤換算1.0以上**配置している場合に算定可能

常勤 または 非常勤

＝

児童指導員等 常勤専従・経験5年以上（187単位） 常勤専従・経験5年未満（152単位） 常勤換算・経験5年以上（123単位） 常勤換算・経験5年未満（107単位）	・児童指導員 ・保育士 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了 ・心理担当職員（心理学修了等） ・手話通訳士 ・手話通訳者 ・特別支援学校免許取得者 ・視覚障害児支援担当職員（研修修了等）
その他の従業者（90単位）	・上記職種に該当しない職員

本件に関するお問い合わせ先：株式会社ネットアーツ　TEL：052-990-0322　E-mail：hug-support@netartz.com
本資料の転載･無断複製を禁じます © Netartz. All rights reserved.

育みを支援し、成長を見守る

専門的支援体制加算の算定要件（※令和6年4月法改正後）

よくあるご質問

基本の人員配置基準

利用者が10人以下の場合

常勤

管理者
and
児童発達支援管理責任者
（兼務でも可）

＋

常勤

保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

＋

常勤 または 非常勤

保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

※サービス提供時間内

利用者が11人以上の場合

（※５人増えるごとにプラス１名）

＋

常勤 または 非常勤

保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

※サービス提供時間内

＋ 基本の人員配置基準に加えて、**常勤換算1.0以上**配置している場合に算定可能

常勤 または 非常勤

＝

理学療法士等（123単位）	・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・**資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事した** 児童指導員　または　保育士 ・心理担当職員（心理学修了等） ・視覚障害児支援担当職員（研修修了等）

本件に関するお問い合わせ先：株式会社ネットアーツ　TEL：052-990-0322　E-mail：hug-support@netartz.com
本資料の転載･無断複製を禁じます © Netartz. All rights reserved.

育みを支援し、成長を見守る

「福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）」の算定について　（※令和6年4月法改正後）

よくあるご質問

基本の人員配置基準

利用者が10人以下の場合

常勤
管理者
and
児童発達支援管理責任者
（兼務でも可）

＋

常勤
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

＋

常勤 or 非常勤
※サービス提供時間内
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

利用者が11人以上の場合
（※5人増えるごとにプラス1名）

＋

常勤 or 非常勤
※サービス提供時間内
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

【計算方法】

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師

常勤の児童指導員
└※**保育士**、**非常勤**職員は含めません。

＝割合が**35%以上**　Ⅰ　を算定可能

＝割合が**25%以上**　Ⅱ　を算定可能

本件に関するお問い合わせ先：株式会社ネットアーツ　TEL：052-990-0322　E-mail：hug-support@netartz.com
本資料の転載・無断複製を禁じます © Netartz. All rights reserved.

育みを支援し、成長を見守る

「福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）」の算定について　（※令和6年4月法改正後）

よくあるご質問

基本の人員配置基準

利用者が10人以下の場合

常勤
管理者
and
児童発達支援管理責任者
（兼務でも可）

＋

常勤
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

＋

常勤 or 非常勤
※サービス提供時間内
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

利用者が11人以上の場合
（※5人増えるごとにプラス1名）

＋

常勤 or 非常勤
※サービス提供時間内
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

【計算方法】

常勤職員の状況

$$\frac{\text{常勤換算 常勤職員}}{\text{常勤換算 保育士、児童指導員}}$$

＝割合が**75%以上**

または

勤続年数の状況

$$\frac{\text{勤続年数3年以上の職員}}{\text{常勤の保育士、児童指導員}}$$

＝割合が**30%以上**

Ⅲ を算定可能

本件に関するお問い合わせ先：株式会社ネットアーツ　TEL：052-990-0322　E-mail：hug-support@netartz.com
本資料の転載・無断複製を禁じます © Netartz. All rights reserved.

HUG 育みを支援し、成長を見守る

「サービス提供職員欠如減算」について　（※令和6年4月法改正後）

よくあるご質問

基本の人員配置基準

利用者が10人以下の場合

常勤

管理者
and
児童発達支援管理責任者
（兼務でも可）

＋

常勤

保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

＋

常勤 or 非常勤

※サービス提供時間内

保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

利用者が11人以上の場合

（※5人増えるごとにプラス1名）

＋

常勤 or 非常勤

※サービス提供時間内

保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

管理者と児童発達支援管理責任者以外の必要な人員を満たしていない場合に
減算対象となります。

本件に関するお問い合わせ先：株式会社ネットアーツ　TEL：052-990-0322　E-mail：hug-support@netartz.com
本資料の転載・無断複製を禁じます © Netartz. All rights reserved.

育みを支援し、成長を見守る

「サービス提供職員欠如減算」について　（※令和6年4月法改正後）

よくあるご質問

人員を満たしていない時間数が、本来あるべき時間数の1割を超えていた場合は**翌月**から、
1割以内の場合は**翌々月**から、減算の対象となります。

翌月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1割を超えて人員が不足した月		2か月目まで30%減算		3か月目以降50%減算					
1割を超えずに人員が不足した月			2か月目まで30%減算		3か月目以降50%減算				

翌々月

本件に関するお問い合わせ先：株式会社ネットアーツ　TEL：052-990-0322　E-mail：hug-support@netartz.com
本資料の転載・無断複製を禁じます © Netartz. All rights reserved.

育みを支援し、成長を見守る

「児童発達支援管理責任者欠如減算」について　（※令和6年4月法改正後）

よくあるご質問

基本の人員配置基準

利用者が10人以下の場合

常勤
管理者
and
~~児童発達支援管理責任者~~
~~（兼務でも可）~~

＋

常勤
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

＋

常勤 or 非常勤
※サービス提供時間内
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

利用者が11人以上の場合
（※5人増えるごとにプラス1名）

＋

常勤 or 非常勤
※サービス提供時間内
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

児童発達支援管理責任者を配置できなくなった月の**翌々月**より、減算の対象となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
児発管を配置できなくなった月		4か月目まで30%減算				5か月目以降50%減算		

翌々月

本件に関するお問い合わせ先：株式会社ネットアーツ　TEL：052-990-0322　E-mail：hug-support@netartz.com
本資料の転載・無断複製を禁じます © Netartz. All rights reserved.

育みを支援し、成長を見守る